

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで
社会保険庁(当時)からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、国民年金保険料について未納が無いように納付してきたはずなので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者期間において、申立期間以外に未納期間は無い。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料は、毎月市町村役場の窓口できっちり納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和60年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料は、毎月、納付対象月の翌月に検認されていることが確認できることから、申立期間当時、任意加入被保険者であった申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて住所に変更が無い上、「当時、私は専業主婦であり、夫の仕事に変わりもなく、申立期間の保険料が払えない事情は無かった。」と供述しており、生活状況に大きな変化も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 15 日から 46 年 3 月 26 日まで
私は、平成 19 年に社会保険事務所（当時）で夫と共に年金記録を確認した際、初めて脱退手当金を受給済みの記録となっていることを知った。
申立期間当時、私は、まだ 20 歳と若く、脱退手当金制度の存在すら知らず、脱退手当金を受け取っていないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人は、「未請求となっている事業所に勤務していた当時、自分が厚生年金保険に加入していることを知っていた。」と供述していることから、申立人が、未請求期間に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和47年3月6日に支給決定されている上、申立人の資格喪失日の前後2年以内に同社で資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある者は24人(申立人を含む。)であり、そのうち、申立人以外で脱退手当金の支給記録がある者は1人であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から53年3月までの期間及び59年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から53年3月まで
② 昭和59年6月から61年3月まで

日本年金機構からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料は納付していないこととされている。しかし、私の国民年金については、母親から「20歳から国民年金に加入し、きちりと国民年金保険料を納付していた。」と聞いている。

申立期間①及び②について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金について、母親から『20歳から国民年金に加入し、きちりと国民年金保険料を納付していた。』と聞いている。」と申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月25日に払い出されていることが確認できるところ、
i) 当該払出日以前に申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと ii) A市町村(現在は、B市町村)の国民年金被保険者名簿によると、20歳到達の48年*月*日付けで国民年金の被保険者資格を取得していたことが確認できることから、申立人は、遡って被保険者資格を取得していたことが推認でき、上記の手帳記号番号の払出日時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

また、上記の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人と同じく昭和60年10月25日に国民年金手帳記号番号が払い出された全ての被保険者(申立人を含む46人)に係る記号番号欄に「職権」の記載が確認できることから、当時、国民年金の未加入者であった申立人に対して、行政側による職権適用が行われていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、前述の申立人に係る国民年金被保険者資

格の取得日（昭和48年*月*日）の記録が昭和59年6月30日に訂正されていることが確認できるが、申立人は、「申立期間①当時は学生だった。」と供述していることから、申立期間①については任意加入対象期間であったと考えられる上、申立人は、申立期間①後の53年4月10日から59年6月30日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことから、当該取得日の記録が訂正されていることに不自然さは無い。

加えて、申立人は、「私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、母親が自身の保険料と一緒に納めてくれた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の母親は、申立期間①及び②のうち昭和59年6月から同年11月までの期間については、厚生年金保険被保険者であることが確認できる上、申立期間②のうち同年12月から61年3月までの期間については、申立人の母親は、59年12月に旧厚生年金保険法の老齢年金の受給権を取得していることから、国民年金の任意加入対象期間に該当し、国民年金保険料を納付していないことが確認でき、申立人の供述する内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、病気等のため、当時の状況について具体的な供述が得られないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から同年12月まで
日本年金機構からの回答によると、申立期間の国民年金保険料は納付していないこととされている。
私は、私の申立期間の国民年金保険料は、父親が母親の保険料と一緒に納付してくれたことを記憶していることから、申立期間について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で、申立人は、平成13年9月以降現在までの国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、制度上、基礎年金番号で保険料が納付できるのは9年1月1日以降である。このため、申立期間当時、保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の昭和50年8月1日から51年1月1日までの国民年金被保険者期間に係る記録が、平成13年10月2日に追加されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない上、当該記録が追加された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、父親が行ってくれた。」と供述しており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は、既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年5月までの期間及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年5月まで
② 平成3年3月

申立期間①について、私は、20歳になった頃、父親（故人）が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、その時、父親が、「国民年金に入って、国民年金保険料を納付しておくから大丈夫だ。」と言っていたことを記憶している。

その後、私は、平成2年6月に就職し共済組合に加入していたが、3年2月に退職した。この時も同様に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付してくれた。

当時、父親には十分な収入があったので、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった頃、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。」と申し立てているが、申立人の所持する年金手帳において、初めて国民年金被保険者となった日は平成4年2月1日と記載されており、国民年金手帳記号番号欄には申立人が被保険者資格を取得した時期に居住していたA市町村B地区を意味する「AB」の押印が確認できるところ、i) 共済組合からの回答によると、申立人は、申立期間②後の3年4月1日から4年1月31日までの期間について、共済組合の組合員であったことが確認できること、ii) オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各5人の被保険者において、被保険者資格を取得後、最初の国民年金保険料に係る検認日が確認できるもののうち、最も早い検認日は4年3月31日であることが確認できること、iii) 上記オンライン記録によると、申立人は、同年2月1日付けで被保険者資格を取得しており、申立人に係る同年2月及び同年3

月の申請免除が同年2月13日に申請され、同年3月26日付けで承認されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年2月にA市町村B地区において行われたものと推認され、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①及び②当時、申立人は、国民年金未加入者であり、申立期間①及び②に係る保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金被保険者記録について、平成2年*月*日に資格取得し、3年4月1日に資格喪失している記録が7年4月19日付けで追加入力（このうち、平成2年6月1日から3年2月28日までの期間は、後に共済組合期間と重複することが判明したため、22年9月1日付けで取り消されている。）されていることが確認できることから、当該記録が追加された時点では、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は、既に死亡していることから、申立期間①及び②に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人は、「当時、父親には十分な収入があったので、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と申し立てており、オンライン記録によると、申立人の父親の申立期間①及び②における標準報酬月額額は41万円であることが確認できるものの、これをもって、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたものと認めるには至らないとともに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、「当初、社会保険庁（当時）の記録では、私が共済組合の組合員であった期間について、抜け落ちていた。私が申し出たことにより記録が追加された。」と疑義を申し立てているが、社会保険庁のホームページには、共済組合の加入記録については、各共済組合等がそれぞれ記録管理しているため、各共済組合等から情報提供を受けているが、共済組合期間については正確に記録表示できない場合がある旨掲載されている上、平成21年3月の「ねんきん定期便」に関する政府公報によると、共済組合の加入記録について、現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところであり、共済組合員記録に関する加入履歴は記載していない旨広報されていることから、当初、申立人に対し送付された文書等に申立人の共済組合の加入記録が記載されていなかったことに不自然さはいかならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 5 日から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 30 年 5 月 12 日から 33 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②について、昭和 33 年 8 月 7 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、A社（現在は、B社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性20人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む15人について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後約5か月以内に支給決定されていることが確認できる上、脱退手当金を受給したことを記憶している同僚は、「会社が代理で脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、支給決定日より前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年8月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 4 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日に、A 社に採用され、40 年 4 月 3 日に退社するまで主に B 業務担当として働いていた。同年 8 月頃、同社から退職金を受け取ったことを記憶しているが、それが脱退手当金であるとは聞いていない。

平成 22 年 9 月に日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」により、脱退手当金が支払われたこととされていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が A 社の事務担当者に厚生年金保険給付金の受領に関する一切の権限を委任する旨の「委任状」が添付されており、申立人に係る脱退手当金計算書において、当該事務担当者が昭和 40 年 8 月 10 日に脱退手当金を代理受領していることが確認できる上、A 社健康保険組合から提出された厚生年金保険健康保険被保険者台帳の備考欄には「脱退手当金請求書」と押印されていることから、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えるのが相当である。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理

されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月9日から42年2月16日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間の脱退手当金は、昭和42年6月23日に支払われた旨記載されているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。

申立期間の脱退手当金が支払われたとされる昭和42年6月23日時点では、既にA都道府県B市町村からC都道府県D市町村へ住居を移しており、B市町村では脱退手当金を受け取れるはずがない。

以上のことから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性従業員のうちで、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和42年2月16日)の前後2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし被保険者資格を喪失した13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む11人について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち10人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、このうち連絡が取れた4人中2人が、「脱退手当金の請求手続は、事業所にしてもらった。」と回答していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、E社F事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「申立期間の脱退手当金が支払われたとされる昭和42年6月23日時点では、既にA都道府県B市町村からC都道府県D市町村へ住

居を移しており、B市町村では脱退手当金を受け取れるはずがない。」と主張しているものの、脱退手当金の主な支給方法のひとつに、金融機関の隔地払い（通知払い）があり、この方法を利用すれば申立人の転居先において脱退手当金を受け取ることは可能であることから、それだけをもって申立人が脱退手当金を受給できないものと認めるには至らないところ、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月8日から35年8月20日まで
② 昭和35年8月27日から37年7月25日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②について、昭和37年11月22日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性従業員73人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む53人について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち51人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 B」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 3 日から 42 年 7 月 26 日まで
日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間について、昭和 47 年 6 月 10 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、会社を退職して約 4 年 10 か月も経過した昭和 47 年 6 月頃に、脱退手当金の請求手続をしたことや、受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（当時）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者台帳の記号番号に係る氏名は、昭和 47 年 5 月 1 日に旧姓から新姓に氏名変更がされていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年 6 月 10 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 2 月 19 日まで

私は、昭和 43 年 2 月まで A 事業所の B 支店で勤務していたが、突然、本店が倒産し、B 支店も閉鎖されることとなった。

その後、事業所は閉まったままで、事業主と会うことも無く、脱退手当金についての説明は何も無かったように思う。

私は、脱退手当金をもらった記憶が無いので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 5 月 27 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事務担当者は、社会保険関係の事務手続については外部委託していた旨供述しているところ、これらを行ったとされる者は既に死亡している上、当該事業所の業務を引き継いだとする C 社も、「当社には、当時の資料等は残っておらず、脱退手当金についての詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）では別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはう

かがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。